

モンスター社員対策のポイント



TOMAコンサルタントグループ株式会社
副理事長
TOMA社会保険労務士法人代表社員
特定社会保険労務士
麻生 武信

◎増え続けている労使トラブル

モンスター社員とは、例えば、自分が働いている会社をブラック企業だと言いふらす、あるいはパワハラ・セクハラを起こす等、常識外れの態度で周囲を振り回し、会社や上司などが対応に苦慮するような社員を指しますが、個別労働紛争解決制度が定着してきたことで、モンスター社員がらみの労使紛争件数は、右肩上がりに上昇を続けています。これに伴い、当社に寄せられる相談件数も、毎年増え続けているのが現状です。

これは、決して労務管理の悪い会社が増えたからではありません。企業としては会社のコンプライアンスに力を入れるべく、就業規則の整備や労務管理体制を強化するなど、昔に比べれば、むしろ労務管理には力

を入れてはいるわけです。にも関わらず紛争が増加しているのは、逆に権利意識の高まりにより、相談や斡旋を求める労働者が増えたからだと考えられます。

さらに労働紛争が増加している背

景には、①終身雇用制度・年功序列型賃金体系の崩壊による、労働者意識の先行き不安、②インターネットの普及により、労働法などの情報入手が簡単になった、③弁護士が労働分野に進出し、労働者側に立つ弁護士が増加している、④人材の流動化が忠誠心が薄れ、権利を主張するようになつた、⑤家庭での、しつけ教育の放棄によるモラルの欠如、等々があ

ると思ひます。
従つて、経営者、管理職側としては、まず労務管理体制の整備を強化する

と同時に、モンスター社員に対する接し方、あるいは対処の仕方等を理解し、彼らに付け入る隙を与えないための対策を練ることが非常に重要なことがあります。

◎対応は問題発生段階で

適正に雇用契約を締結すること。さらには、労働条件、就業規則などを口頭で説明し、承諾を得た上で、必ずサインを貰ってください。

ところで、採用後に問題が発覚した場合、試用期間中であれば、いつでも解雇できると考えがちです。しかし一旦、正社員で雇つた人間を解雇するには、正当な解雇理由がなければ解雇できません。例えは、他の社員に比べ売上が極端に少なかつたことを理由に、試用期間満了の三ヶ月で解雇した場合、会社側には、解雇に値する合理的な理由がないと判断されないと、運用を誤る結果にも繋がりかねませんので、注意が必要だということです。

たという実績を示す意味でも、書面による記録を積み重ねておくことで、その記録により、再三の指導を行つたにもかかわらず、改善がなかつた事実が証明され、解雇の合理性を高めることができます。

また仕事上、もしミスやトラブルが発生した場合には顛末書を、事故や不祥事に関してはその内容に応じて譴責・戒告・減給・出勤停止、昇給停止、降職、降格等の懲戒処分が行われるわけですが、証拠となる書面で残すことによつて、もし紛争が起きた場合、それが高い証拠能力を發揮することになります。

解雇の前に配置転換を検討し、解雇回避努力をしたかどうかも問われるところですが、嫌がらせとしか考へられないような無理な配転は、かえつて解雇権濫用法理の判断の際にマイナスに作用しますので注意が必要です。また、配置転換、降格・降給については、就業規則にその根拠となる条文がなければ行うことができませんので、会社を防衛できるレベルのものにしておくことが重要です。

◎モンスター社員解雇への手順

蒙スター社員を抱える企業として、今すぐでも辞めてもらいたいと考へがちですが、モンスター社員を合理的な理由もなく、十分な手続きを踏まずに解雇したりすると、大きなトラブルに発展しかねません。最終的には解雇に至るためにも途中で見極めなければなりません。

蒙スター社員を抱えたところ、会社が求めたので採用したところ、会社が見るレベルのスキルにまで達していないためには、直接担当者の高いスキルが求められるのは当然ながら、性格診断テスト、スキルテスト等の結果まで見極めなければなりません。

履歴書に「エクセルが堪能」とあるためには、面接担当者の高いスキルを見極める、能力を見極める、性格を見極める、この三点が採用時の大前提になります。

次に、雇用時には、雇用契約書、誓約書等、雇用に必要な書式を準備し、

そこで留意すべきは、労働者の指

導・改善は、基本的に雇用側の責務で

あることをまず認識し、雇用に努め

必要があります。

約書等、雇用に必要な書式を準備し、

約書等